

# 相互保有株式の議決権と 会社法の法務省令案 Q & A

制度調査部  
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 16

## 【要約】

平成 17 年（2005 年）6 月 29 日に「会社法」が成立し、同年 7 月 26 日に公布された。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

現行商法では、株式会社 A 社が株式会社 B 社の議決権を総議決権の 25% 超を有する場合、B 社は A 社の株式を有していても議決権行使ができないとされている。

この点に関して、会社法では一部改正がなされている。しかしながら詳細は法務省令に委ねられている。

現段階では、この法務省令は、正式決定しておらず、案のみが公表されているに過ぎない。

ここではこの案をもとに解説する。

Q 1	会社法でも、いわゆる「相互保有株式の議決権制限」の制度は維持されているのか？	P . 2
Q 2	会社法では、「相互保有株式の議決権制限」の制度にどのような変更が加えられているのか。	P . 2
Q 3	保有要件の検討にあたり、議決権制限される相互保有株式の取扱いは会社法ではどうなるのか。現行商法では、議決権があるとして保有要件を検討するが、変わったのか。	P . 4

意見にわたる部分は、法務省に対する電話でのヒアリング等を基にしているが、あくまでも、筆者の私見である。

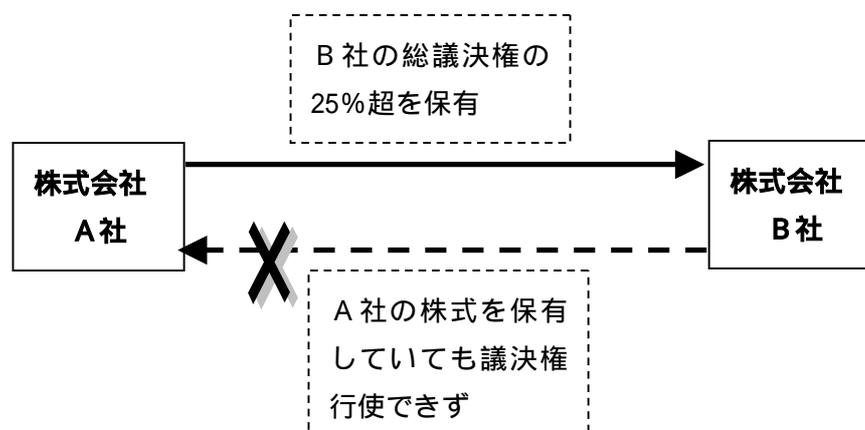


Q 1 会社法でも、いわゆる「相互保有株式の議決権制限」の制度は維持されているのか？

A 1

現行商法 241 条 3 項の下では、例えば、株式会社 A 社が株式会社 B 社の議決権を総議決権の 25% 超を有する場合、B 社は A 社の株式を有していても議決権行使ができないとされている（図表 1 参照）。このことを「相互保有株式の議決権制限」などと呼んでいる。

図表 1 現行商法の「相互保有株式の議決権制限」



（出所）大和総研制度調査部作成

この制度は、会社法において、原則維持されている（会社法 308 条 1 項）。ただし、少々変更が加えられている<sup>（注 1）</sup>。

（注 1）以下のレポート参照。

- ・「会社法と相互保有株式の議決権 ～ 『会社法』の焦点シリーズ 8」（堀内勇世、2005.8.30 作成）

Q 2 会社法では、「相互保有株式の議決権制限」の制度にどのような変更が加えられているのか。

A 2

具体的な変更は、法務省令で定められることになっている。しかしながら、この法務省令は、執筆段階では、確定していない。もっとも、その案は、平成 17 年 11 月 29 日に法務省から公表されているので、その案をもとに以下解説する<sup>（注 2）</sup>。

（注 2）法務省の HP（[http://www.moj.go.jp/PUBLIC/MINJI64/pub\\_minji64.html](http://www.moj.go.jp/PUBLIC/MINJI64/pub_minji64.html)）参照。

具体的には、「**株主総会等に関する法務省令案**」の6条である。その全文は、図表2のとおりである。

図表2 「株主総会等に関する法務省令案」の6条

法第三百八条第一項に規定する法務省令で定める株主は、株式会社（当該株式会社の子会社を含む。）が、当該株式会社の株主であるもの（会社（外国会社を含む。）、組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する組合、有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）に規定する有限責任事業組合その他組合に準ずるもの及び外国におけるこれらのものに相当するものをいう。）その他これらに準ずる事業体に限る。）の議決権（同項その他これに準ずる法以外の法令（外国の法令を含む。）の規定により行使することができないとされる議決権を含む。）の総数の四分の一以上を有する場合における当該株主であるもの（当該株主であるもの以外の株主が当該株式会社の株主総会において議決権を行使することができない場合における当該株主を除く。）とする。

（出所）「株主総会等に関する法務省令案」より

（注）下線と は筆者が付け加えた。

現行商法と会社法における、相互保有株式の議決権制限の制度の要件の直接的な違いは、図表3のとおりである。

図表3 行商法と会社法における、相互保有株式の議決権制限の制度の要件の比較

	現行商法 241 条 3 項	会社法 308 条 1 項 ( + 株主総会等に関する法務省令案 6 条 )
<b>保有要件</b>	総議決権の 25% <b>超</b> の保有	総議決権の 25% <b>以上</b> の保有
<b>議決権制限を受ける株主 ( ex 図表 1 の B 社 など )</b>	株式会社（有限会社）	株式会社 合名会社 合資会社 合同会社 外国会社 民法上の組合 有限責任事業組合 その他組合に準ずるもの 外国における に相当するもの その他 ~ に準ずる事業体

（出所）大和総研制度調査部作成

なお、保有要件をみただるか否かを検討するときには、「**子会社**」の保有分を加えなければならない。この基本構造は、現行商法と会社法ではわからない（図表2の下線の参照）。しかしながら、現行商法と会社法では「**子会社**」概念に**変更**が生じており、**拡大**していることに注意しなければなら

ない(注3)。

(注3)以下のレポート参照。

- ・「会社法上も親会社、子会社の定義は実質支配力基準に～会社法関連省令シリーズ-2」(横山淳、2005.12.19作成)
- ・「会社法上の親子会社の定義Q&A～『会社法』の焦点シリーズ6」(堀内勇世、2005.8.19作成)

Q3 保有要件の検討にあたり、議決権制限される相互保有株式の取扱いは会社法ではどうなるのか。現行商法では、議決権があるとして保有要件を検討するが、変わったのか。

A3

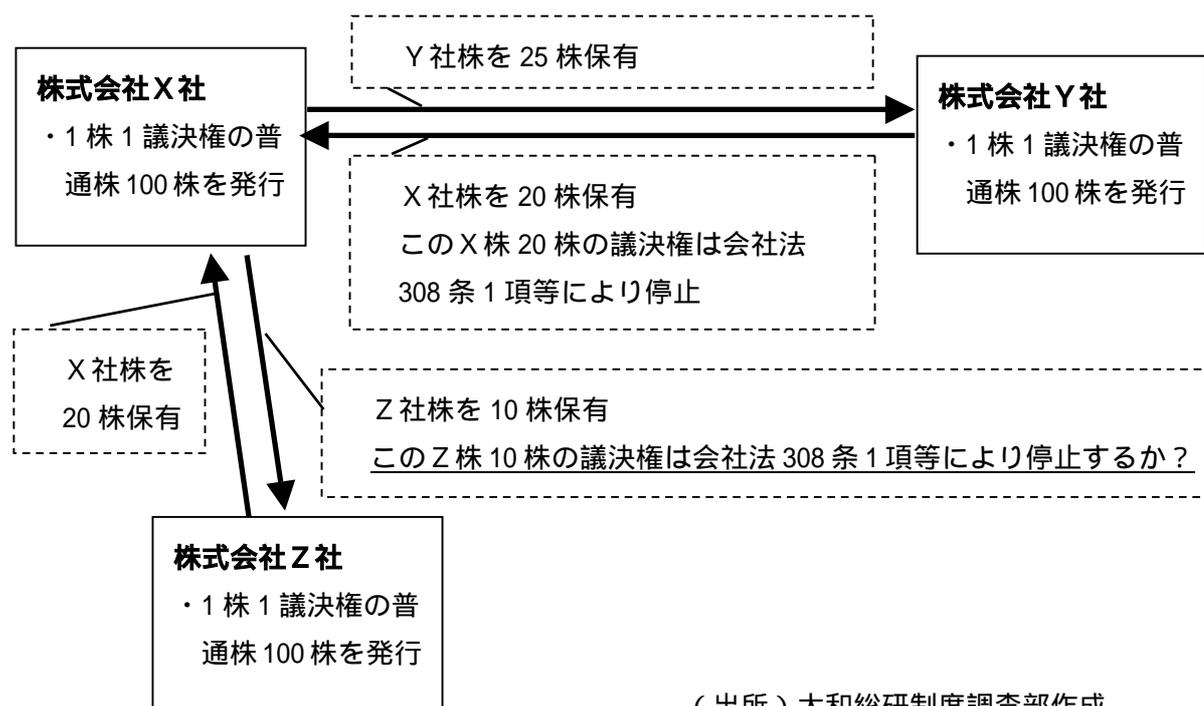
保有要件の検討にあたり、議決権制限される相互保有株式の取扱いについては、会社法308条1項では書かれていない。「株主総会等に関する法務省令案」の6条に書かれている(図表2の下線の部分参照)。

結論としては、「保有要件の検討における、議決権制限される相互保有株式の取扱い」については、現行商法と会社法で差がないようである。つまり会社法でも変わっていないようである。

会社法においても、案の段階だが、総議決権の25%以上の保有するか否かという保有要件を検討にあたり、議決権制限される相互保有株式も議決権があるものとして計算するようである。

例えば、図表4の事例で、検討する

図表4 参考事例



(出所)大和総研制度調査部作成

図表 4 の事例で次のように検討を進めると、最終的に ( 3 ) のような問題に行きあたる。

- ( 1 ) X 社は、Y 社株式を 25 株保有しているので、Y 社の総議決権の 25% を保有していることになる。それゆえ、Y 社が保有する X 社株式 20 株は、会社法 308 条 1 項等により議決権が停止する。
- ( 2 ) そのような状況を前提として、Z 社が X 社株式を 20 株保有し、X 社が Z 社株式を 10 株保有した。このとき、X 社が保有する Z 社株式 10 株の議決権は停止するのか。
- ( 3 ) 「X 社が保有する Z 社株式 10 株の議決権は停止するのか。」を検討するにあたり、Z 社は X 社の総議決権を 25% 以上保有しているといえるのか問題となる。具体的には「X 社の総議決権( 数 )」は、Y 社が保有する X 社株式が会社法 308 条 1 項等により議決権が停止していることを前提とした「80」となるのか、それとも、Y 社が保有する X 社株式は議決権が停止しているが計算上はあるものとして「100」となるのか、という問題がある。

株主総会等に関する法務省令案 6 条によれば、この図表 4 の事例の場合、「X 社の総議決権( 数 )」は、Y 社が保有する X 社株式は議決権が停止しているが計算上はあるものとして「100」となるようである。

そうであれば、Z 社は X 社の総議決権の 20% を保有するに過ぎなくなる。  
( Z 社が保有する X 社の株式が 20 株なので、Z 社は X 社の議決権を「20」保有していることになる。そこで、X 社の総議決権に対する割合は、Z 社が保有する X 社の 20 議決権を、X 社の総議決権( 数 ) の 100 で除した値となる。 )

したがって、図表 4 の事例において、X 社が保有する Z 社株式 10 株の議決権は停止しないことになる。